

平成30年度 三重県廃棄物関係事業功労者で知事表彰

廃棄物処理業界の長年の願いであった「三重県廃棄物関係事業功労者表彰制度」が平成30年度に三重県で創設され、平成30年12月11日に三重県庁プレゼンテーションルームにおいて、鈴木英敬知事から当協会会長の木村亮一氏に第1回の表彰状が授与されました。

木村氏は、平成3年当協会設立時から副会長、平成15年から会長を務め、平成17年度から優良廃棄物処理業者の育成に努め、平成26年度から電子マニフェストシステム研修会を開催して利用率を大幅に向上させ、各種産業廃棄物処理研修会



表彰を受ける木村会長



表彰状

を開催するなど産業廃棄物の適正処理を、協会員をはじめ業界に積極的に働きかけ、平成16年には三重県知事と「災害時におけるがれき等廃棄物の処理応援協定」を締結し、平成23年紀伊半島大水害に伴う災害廃棄物処理を迅速に処理するなどの功績が評価されました。

木村氏は、「私には望外の喜びであり、これからさらに廃棄物の適正処理に業界の先頭に立って進んでいきますので、引き続きご指導をお願いします。」と語っていました。

コンプライアンスの現地研修会を開催

三重県内の不法投棄発生件数は、最近増加傾向にあり、マニフェストの不適正な取り扱いや委託基準違反等で三重県から事業停止等の行政処分や、廃棄物保管状況で行政指導を受けている事業者も散見されます。不適正処理の防止には、廃棄物処理法に遵守し適正処理を進めることが必要であることから、平成30年11月30日（金）三重中央開発（株）にて、当協会役員、適正処理委員20名が、三重県廃棄物対策局廃棄物監視・指導課、三重中央開発（株）の協力のもと、マニフェストの記載事項、廃棄物保管状況等を、現場で見て確認し適法な事務、処理等の研修会を開催しました。

研修内容等

①県の内容説明

立入時にマニフェストの記載事項、保管状況等の確認、問題事項には口頭注意、是正状況の確認、法違反に対しては行政処分。

②事業場（計量所、保管場所）での確認

マニフェスト記載事項、契約内容と廃棄物との確認、記載漏れへの対応。保管場所の掲示、廃棄物の保管品目、保管数量、高さ等、保管場所の確認。

③書類確認

マニフェストの返送と管理方法、委託契約内容と保管状況。

④質疑

電子マニフェストの受渡管理票、2次マニフェストの返送、梱包廃棄物の高さ等。



研修会の会場



選別場の風景



計量所の視察

安全衛生活動の取り組み

厚生労働省平成29年度労働災害動向調査によると、産業廃棄物処理業では、1年間に全国で1383人が労働災害の被災者となり、年々増加傾向にあり、全産業の5倍以上の労働災害が発生しています。

従業員を守るために、事業者は、労働災害を防止し、労働者の健康の保持増進に努めなければなりません。また、事業者は、安全衛生方針を表明し、労働者に周知するとともに、安全衛生管理計画を作成し、具体的に実行しなければなりません。

安全衛生活動には、5S（整理、整頓、清潔、清掃、しつけ）活動や指差呼称、保護具の適切な着用（保護帽、保護メガネ、安全帯、手袋、保護衣、安全靴等）など、従業員全員が協力し、日々の業務の中で実践していくことが大切です。

事業場の規模に応じて管理者、産業医等の選任、組織の設置が義務づけられています。また、職場の安全衛生管理の現状を把握するため「安全衛生状況のチェックリスト」で点検し、改善に努めましょう。

30年度安全衛生活動の現状調査集計

平成31年1月7日現在 調査対象 355社

協会名 一般社団法人三重県産業廃棄物協会

No.	入力項目	集計結果
①	アンケート回答数	155
②	協会の安全衛生活動を認知している会員数	119
③	協会が実施する安全衛生研修会の会員数（参加予定を含む）	35
④	連合会が提供している支援ツールを認知している会員数	74
⑤	安全衛生パトロールを実施している会員数（実施予定を含む）	109
⑥	ヒヤリ・ハット活動を実施している会員数（実施予定を含む）	97
⑦	リスクアセスメントを実施している会員数（実施予定を含む）	64
⑧	安全衛生規程を作成している会員数（作成予定を含む）	38
⑨	安全衛生管理体制を構築している会員数（構築予定を含む）	124
⑩	1日未満の災害数	11
	1～3日の休業災害数	4
	4日以上休業災害数	3
	死亡者数	0

三重県からのお知らせ

1. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の適正な提出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づく産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下、「報告書」という。）は、排出事業者（管理票交付者）が作成し、都道府県知事に提出することとされています。

しかし、近年、産業廃棄物処理業者・特別管理産業廃棄物処理業者（以下、「処理業者」という。）が管理票交付者に代わり、当該処理業者が処理した産業廃棄物のみが記載された報告書を作成・提出し、その管理票交付者が自身に報告書の提出義務があることや報告書の記載内容を把握していない状況が見受けられます。

また、このような報告の結果、管理票交付者が、当該処理業者以外の処理業者が処理を受託した産業廃棄物について、産業廃棄物管理票を交付しているにもかかわらず、その状況が、報告書に記載されないまま提出されているおそれがあります。

このような事態が発生しないよう管理票交付者におかれましては、以下により報告書を提出してください。なお、紙マニフェストに代えて電子マニフェストを活用することにより、報告書の提出が不要になります。

報告頻度 年1回

対象期間 前年度の4月1日～3月31日までの期間

提出期限 毎年6月30日まで

（例）2018年4月1日～2019年3月31日までに交付したマニフェストについて
2019年6月30日までに報告します。

報告対象者 管理票交付者（電子マニフェスト交付分を除く）

提出方法 郵送、持参、電子メール

提出先 排出事業場の所在地を管轄する地域機関あて提出してください。

詳細は三重県HPを参考にしてください。



問い合わせ先

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 廃棄物政策班

TEL：059-224-3310 FAX：059-222-8136

三重県HP：「三重県 マニフェスト報告」で検索

<http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/23769014530.htm>

2. 電子マニフェスト使用の一部義務化について

平成29年度（2017年度）の廃棄物処理法の改正により、2020年度より、当該年度の前々年度（2年度前）の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物等除く）の排出量が50t以上の事業場を設置する事業者に対して、電子マニフェストによる登録が義務付けられます。

貴協会の皆様におかれましては、電子マニフェスト使用へのスムーズな移行にご協力いただきますようお願いいたします。

表 事務作業スケジュール

項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
2020年に向けて行うこと	排出量の把握 (50t以上)	○6/30までに多量排出事業者の処理計画書提出 ○電子マニフェストの導入準備	電子マニフェスト使用	
2021年以降		排出量の把握	計画書提出 (6/30まで)	電子マニフェスト使用
		この作業を1セットとして毎年度実施		

Point 1 特別管理産業廃棄物のみが使用の義務対象となりますが、マニフェスト運用の効率化を図るため、産業廃棄物についても使用することをお勧めします。

Point 2 年度毎で義務対象となるか否か変わる場合がありますが、確実な制度運用を図るため、毎年度電子マニフェストを使用することをお勧めします。